

制定 平成 28 年 5 月 16 日
環創エネ第 46 号 副市長決裁
最近改正 平成 30 年 3 月 27 日
環創エネ第 977 号 局長決裁

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 横浜市（以下「市」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、横浜市補助金の交付等に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、地球温暖化を防止し、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、市が実施する横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一つの建物が 1 住宅で、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 1 条に定める区分所有権を有さない住宅。
 - (2) 併用住宅 戸建住宅のうち、店舗等と併用し、かつ、居住部分の面積が 1 / 2 以上である住宅。
 - (3) 集合住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅。
 - (4) 既存住宅 戸建住宅、併用住宅及び集合住宅のうち、建物の完成の日から、1 年以上を経過している住宅。
 - (5) 業務用ビル 住居に供される住宅を含まない、業務用途の建築物。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 市長は、補助対象事業を行う者（以下「申請者」という。）が行う燃料電池システムの導入に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において申請者に対し補助金を交付する。

- 2 補助の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）及び補助の要件は、別表 1 に定める。ただし、システムはすべて新品であること。
- 3 補助金額は、別表 2 のとおりとする。補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請者)

第 5 条 申請者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

- ア 市内において自ら居住または居住を予定している住宅に、第4条第2項に規定するシステム（以下「システム」という。）を設置する個人
- イ システムが設置された市内の住宅を購入し居住を予定している個人
- ウ システムを市内の住宅に設置し、当該住宅に居住または居住を予定している個人に貸与する法人（以下「リース事業者」という。）
- エ 市内において業務用燃料電池システムを設置する個人又は法人

- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) システムの設置にあつてはその工事着工前、システムが設置された住宅の購入にあつてはその引渡し前に、第6条に定める交付申請書を別表3に定める期日までに提出できる者であること。
- (4) 第10条に定める実績報告書を別表3に定める期日までに提出できる者であること。
- (5) システムを設置する住宅等に、申請者以外に所有者が存在するときは、申請者以外の所有者全員から第6条に定める同意書を得られる者であること。
- (6) 市の他の補助金を申請していない補助対象機器であること。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添えて、別表3に定める条件及び期限までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日において全ての市税等を滞納していないことが証明できる書類
ただし、申請者が個人にあつては、交付申請者の同意事項への同意をもってこの書類とみなすことができる。
- (2) 申請者が個人の場合は、システムを設置する住宅に係る住民票（交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの。）、法人の場合は、定款（写し）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの。）又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約（写し）又はこれに代わるもの
- (3) 申請者が法人又は法人格を持たない団体にあつては、役員等氏名一覧表
- (4) システムを設置する住宅等に係る登記事項証明書（交付申請書の提出の日前1年以内に発行されたもの。）又は申請書を提出する年度に発行された固定資産税の家屋に係る評価証明書（共有の場合は共有者の氏名がわかるもの。）、建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの。
- (5) システムを設置する住宅等に、申請者以外に所有者が存在する者にあつては、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る同意書（第2号様式）
- (6) 契約書の写し又はこれに代わるもの
- (7) 申請者がリース事業者である場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る共同申請同意書（第3号様式）、設備のリースに係る契約書（写し）又はこれに代わるもの、リース料計算書及びリース料総額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類、リース契約者の住宅に係る住民票（交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第4号に掲げるものとする。

3 申請者は、第1項に規定する申請書を提出する際に、補助金規則第14条第1項第4号および第5

号に規定する見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料、及び見積書徴収の相手方又は入札の参加者が市内事業者であることを証する書類を市長に提出しなければならない。

なお、本要綱で扱う補助事業については、補助金規則第 24 条ただし書きの規定を適用することができる。

- 4 補助対象システム機器費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表 4 に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

(交付及び不交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（第 4 号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金交付予定額及び交付に関する条件を付して申請者に通知するものとする。ただし、業務用燃料電池システムの交付申請書を申請受付開始の日から 30 日以内に複数受理した場合は、予算額をおのおのの定格出力容量に応じて按分することで補助金額を算出することとする。なお、按分により補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）により、理由を付して申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 8 条 申請者は、補助事業の中止その他の理由により当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げ申請書（第 6 号様式。以下「交付申請取下げ申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付申請者がリース事業者の場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げに係る共同申請同意書（第 7 号様式）を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の交付申請取下げ申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付申請の取下げを認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金申請取下げ承認通知書（第 8 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の承認を受けた者は、同年度内は本事業について補助金の申請を行うことはできない。

(計画変更の申請及び承認)

第 9 条 申請者は、交付申請した計画を変更しようとする場合は、遅滞なく横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請書（第 9 号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。なお、交付申請者がリース事業者の場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請に係る共同申請同意書（第 10 号様式）を添付するものとする。

- 2 前項のうち、計画の変更の内容が補助対象システムの変更であって、補助金交付予定額に変更が生じない場合は、第 10 条に定める実績報告書の提出をもって代えることができる。
- 3 市長は、第 1 項の計画変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、計画の変更を認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認通知書（第 11 号様式）に

より、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 第 7 条第 1 項に規定する交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、システムの使用を開始した後、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金実績報告書（第 12 号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに、かつ、別表 3 に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置費に係る領収書の写し（システム設置費が記載されているもの。）
- (2) 設置したシステムの出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの
- (3) 第 6 条に規定する交付申請書の提出の際に、システムを設置した住宅の登記事項証明書及び住民票を提出していない場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））及び住民票
- (4) 戸建住宅、集合住宅又は業務用ビル等の全景、システムの設置状況及びシステムの型式が確認できる機銘板等を示すカラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第 1 項第 2 号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第 3 号から第 5 号に掲げるものとする。

(交付額の確定及び交付)

第 11 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付額確定通知書（第 13 号様式）により、補助金交付額を付して交付決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

(手続の委任)

第 12 条 申請者は、委任状（第 14 号様式）を市長に提出することにより、第 6 条に定める交付申請、第 8 条に定める交付申請取下げ申請、第 9 条に定める計画変更承認申請及び第 10 条に定める実績報告について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、受任者が第 1 項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

(交付決定及び交付額の確定の取消し並び返還)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条に規定する補助金の交付決定又は第 11 条に規定する補助金交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、本要綱に違反した場合
 - (2) 補助金交付額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合
 - (3) 補助金の交付を受けた者が、補助金を補助対象システムの設置以外の目的に使用した場合
- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定取消し通知書（第 15 号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定により取消しをしたときは、補助対象システムの当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。
 - 4 当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 5 補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
 - 6 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（管理）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムを別表 5 に定める期間（以下「管理期間」という。）完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。

（財産処分の制限及び返還）

- 第 15 条 補助金の交付を受けた者は、管理期間内において、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。財産処分を予定し、市長の承認を受ける必要が生じたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認申請書（第 16 号様式。以下「処分承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の処分承認申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、処分することが適当と認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認通知書（第 17 号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金の交付を受けた者が、第 1 項の規定により補助対象システムを処分したときは別表 6 に定める割合に応じて又は交付の目的及び要件に反したときは当該補助金の範囲内で、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合、未返還の金額に対して返還期限の翌日からの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、自然災害等の情状によりその目的に反しないと市長が認める場合は、この限りではない。
 - 4 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムに関する書類を管理期間、保管しなければならない。

(協力)

第 16 条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(暴力団の排除)

第 17 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）でないこと。
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則（制定 平成 28 年 5 月 16 日環創エネ第 46 号、副市長決裁）

この要綱は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

この要綱の制定をもって「横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱」を廃止する。

附則（改正 平成 29 年 4 月 14 日環創エネ第 10 号、局長決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

附則（改正 平成 30 年 3 月 27 日環創エネ第 977 号、局長決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。平成 30 年度の予算に係る補助金等から適用し、それ以前の予算に係る補助金の執行については、なお、従前の例による。

別表1（第4条関係）

【補助対象システム及び補助の要件について】

補助対象システム	補助の要件	特記事項
住宅用燃料電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」の対象設備であること ・戸建住宅又は建屋外設置にあたっては、停電時発電機能を内蔵した設備又は別売りの停電時発電機能オプションを併設した設備であること 	対象設備を安全に使用できる設置場所が確保されていること
業務用燃料電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・定格出力3.0kW以上の燃料電池システムであること 	対象設備を安全に使用できる設置場所が確保されていること

別表2（第4条関係）

【補助金額について】

補助対象システム	補助金額
住宅用燃料電池システム	機器費（消費税除く）の4分の1（上限3万円）
業務用燃料電池システム	上限予算額に達するまでかつ、以下のうちいずれか低い額 1. 10万円/kW×燃料電池システムの定格出力(kW) 2. 機器費（消費税除く）の4分の1

別表3（第5条、第6条及び第10条関係）

【交付申請書等の提出期限及び提出方法について】

【交付申請書等の提出期限】		
補助対象システム	交付申請書提出期限	実績報告書提出期限
住宅用燃料電池システム	申請受付開始の日から翌年2月の第2週の金曜日	申請受付開始の日の翌年3月の第2週の金曜日
業務用燃料電池システム	申請受付開始の日の同年12月の第2週の金曜日	
【提出方法】		
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な書類を全てそろえて、提出期限までに市環境創造局環境エネルギー課に郵送すること。 ・提出期限が市の休日にあたる時は、その休日の前日をもってその期限とする。 ・補助金交付申請額の合計が予算額に達したら受付を終了するものとする。 		

別表4（第6条関係）

【補助対象システム機器費について】

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助金の申請者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

(1) 補助金の申請者自身（リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。）

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 補助金の申請者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法

(1) 補助金の申請者の自社調達の場合

製造原価をもって補助対象経費とする。この場合の製造原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする、これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助金の申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表5（第14条関係）

【補助対象システムの管理期間について】

補助対象システム	管理期間
住宅用燃料電池システム	使用開始日から起算して6年
業務用燃料電池システム	使用開始日から起算して6年

別表6（第15条関係）

【返還割合について】

交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、補助対象システムの補助金相当額に使用期間により定めた返還割合を乗じ、100円未満を切り捨てた額とする。

実績報告書にある使用開始日から起算し、財産処分予定日を満了とした使用期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（財産処分の承認前に財産処分が行われた場合は、財産処分予定日を財産処分日とする。）

- ・住宅用燃料電池システム及び業務用燃料電池システム

使用期間	返還割合
財産処分予定日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	84%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	67%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	50%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	34%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して5年以上6年未満	17%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して6年以上の場合	なし

10	設置者（請負人）の情報	会社名	
		代表者役職 及び氏名	
		（本社の情報）	
		本社所在地住所	
		本社所在地区分	<input type="checkbox"/> 横浜市内 <input type="checkbox"/> 横浜市外
※ 横浜市内に支店等があっても、本社又は本店の所在地が横浜市内の場合は「横浜市内」です。			

11	【任意項目】（個人申請者のみ対象） 市税に滞納がないことの証明について	要綱第6条第1項第1号により全ての市税（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）を滞納していないことが証明できる書類が必要です。ただし、次の項目に同意することにより証明する書類に代えることができます。
		チェック欄 <input type="checkbox"/> 横浜市に対する申請者の市税納付状況について、市において納付状況の調査・確認をすることがあります。

12	横浜市暴力団排除条例について	横浜市暴力団排除条例に基づき、次の3項目への同意が必要になります。各項目に☑マークを記入してください。
		チェック欄 <input type="checkbox"/> ① 申請者（法人にあっては役員も）は、暴力団員ではありません。
		チェック欄 <input type="checkbox"/> ② 横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第17条第1項の規定に該当するとき、市は補助金を交付しません。また、交付決定後にそのことが判明したときは、交付決定を取消し、交付後にそのことが判明したときは、補助金の返還を求めることがあります。
		チェック欄 <input type="checkbox"/> ③ ①について確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁に照会することがあります。

4「補助金交付申請額」、5「対象システムの使用開始予定日等」、11【任意項目】「市税に滞納がないことの証明について」及び12「横浜市暴力団排除条例について」の☑マークを記入した項目について、署名押印をもって同意します。

署名日	年 月 日
申請者氏名（自署）	◎
申請者生年月日 （法人等の場合は記載不要）	年 月 日

【申請書記入上の注意点】

- ・申請書は、黒色又は青色のボールペン等の、消しゴムで消すことのできない筆記具を用いてはっきりと記入してください。（「消せるボールペン」は使わないでください。）
- ・申請書の提出部数は1部です。（日本工業規格A4版）
- ・申請書に押印する印鑑は実印でなくても構いませんが、スタンプ印は使わないでください。必ず朱肉を使用する印鑑で押印してください。
- ・申請内容に虚偽があった場合、補助金の交付を受けられない、又は交付した補助金を返還しなければならないので御注意ください。

【注意】第1号様式その4は、業務用燃料電池システム申請者のみ提出、その他設備申請者は提出不要です。

13	業務用燃料電池の申請者の情報	所在地				
		企業等名称				
		代表者職・氏名				
		業務の内容				
		業種		日本標準産業分類に定める中分類名を記入		
		・法人市民税	<input type="checkbox"/> 納税証明書を添付 <input type="checkbox"/> 非課税証明書を添付			
		・事業所税	<input type="checkbox"/> 納税証明書を添付 <input type="checkbox"/> 非課税につき非課税確認同意書を添付			
		・固定資産税及び都市計画税	<input type="checkbox"/> 納税証明書を添付 <input type="checkbox"/> 非課税につき非課税確認同意書を添付			
14	業務用燃料電池の設置箇所の情報	所在地	横浜市			
		名称等		<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 支社等		
		代表者職・氏名				
		用途地域		敷地面積	(㎡)	
		建築面積	(㎡)	延床面積	(㎡)	
		契約電力				(kW)
		使用電力量	※過去1年間の最大使用電力量を記載		年	(kWh)
	月					
15	業務用燃料電池のリース事業者の情報	所在地				
		企業等名称				
		代表者職・氏名				
		担当者氏名		連絡先		
16	担当者の連絡先	所属・氏名				
		Email				
		電話		FAX		

※本申請書についての問い合わせ先

（あて先） 横浜市長

作成日	年	月	日
-----	---	---	---

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る同意書

現住所	
フリガナ	
同意者名	印
電話番号	

私は、私の所有する住宅に、申請者が横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同要綱別表5に規定する期間適正に管理することを条件に同意しています。

1	申請者名	
2	システムを設置する場所	横浜市

（あて先） 横浜市長

作成日	年	月	日
-----	---	---	---

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る共同申請同意書

次の同意事項の内容に同意します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の氏名）又は氏名
リース事業者	⑩
補助対象設備 使用者	⑩

（同意事項）

- リース事業者が補助金の交付申請をする場合は、リースを受ける補助対象設備使用者と共同申請する必要があります。リース事業者が主となり補助対象設備使用者と共に共同申請してください。
- 交付決定の結果については、リース事業者に通知します。
- 補助金はリース事業者に交付されますが、リース事業者が補助対象設備使用者から領収するリース料総額から補助金相当額分を減額することを要します。
- リース事業者及び補助対象設備使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者はあらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、市長の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。
- 補助金交付後、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等を実施する場合、リース事業者及び補助対象設備使用者は、共に調査に協力する必要があります。

様

横浜市長

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日に受け付けました、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請書を審査した結果、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱に適合していることを認め、次のとおり補助金の交付を決定しましたので、同要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

1	交付決定番号	
2	対象システムの種類	
3	システムを設置する場所	横浜市
4	補助金交付予定額	円
5	補助金交付条件	<p>横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none">補助金交付申請の変更が必要な場合は、事前に計画変更手続きを行うこと。この通知後に対象システムの設置工事に着手すること。対象システムの使用開始後速やかに、かつ、平成31年3月8日までに、実績報告書（第12号様式）を市長に提出すること。 <p>※補助金額は、実績報告書の審査により確定します。</p>

（連絡先）
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
TEL 045(671)4225

様

横浜市長

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

1	システムを設置する場所	横浜市
2	不交付の理由	

(連絡先)
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
TEL 045(671)4225

（あて先） 横浜市長



作成日	年	月	日
-----	---	---	---

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げ申請書

※市役所記入欄	郵便番号	〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	現住所 <small>（法人等の場合は所在地）</small>	横浜市								
	フリガナ									
	申請者名 <small>（法人等の場合は名称及び代表者の役職及び氏名）</small>	(印)								
補助金交付決定年月日	年 月 日									
交付決定番号										
電話番号										

上記交付決定番号により横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり交付申請を取り下げたいので、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1	交付決定を受けた対象システムの種類	
2	交付決定を受けた対象システムを設置する場所	横浜市
3	補助金交付予定額	
4	取下げの理由	

（あて先） 横浜市長

作成日	年	月	日
-----	---	---	---

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げに係る共同申請同意書

次の同意事項の内容に同意します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の氏名）又は氏名
リース事業者	⑩
補助対象設備 使用者	⑩

（同意事項）

- リース事業者が補助金の取下げ申請をする場合は、リースを受けている補助対象設備使用者と共同申請する必要があります。リース事業者が主となり補助対象設備使用者と共に共同申請してください。
- 取下げ承認の結果については、リース事業者に通知します。

様

横浜市長

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金申請取下げ承認通知書

年 月 日に受け付けました、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金申請取下げについて、次のとおり承認しましたので、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

1	交付決定番号	
2	申請者氏名	
3	対象システムの種類	
4	システムを設置する場所	横浜市

(連絡先)
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
TEL 045(671)4225



作成日	年	月	日
-----	---	---	---

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請書

※市役所記入欄 	郵便番号	〒	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
	現住所 <small>（法人等の場合は所在地）</small>	横浜市		
	フリガナ			
	申請者名 <small>（法人等の場合は名称及び代表者の役職及び氏名）</small>	⑩		
	電話番号			

補助金交付決定年月日
年 月 日
交付決定番号

上記交付決定番号により横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1	対象システムの種類	変更前	
		変更後	
2	交付申請額	変更前	_____, 000円
		変更後	_____, 000円
3	申請者	変更前	フリガナ 氏名
		変更後	フリガナ 氏名
4	変更の理由		

※交付申請額を増額する変更はできません
 ※変更内容等が確認できる資料を添付してください

（あて先） 横浜市長

作成日	年	月	日
-----	---	---	---

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請に係る共同申請同意書

次の同意事項の内容に同意します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の氏名）又は氏名
リース事業者	⑩
補助対象設備 使用者	⑩

（同意事項）

- リース事業者が補助金の変更承認申請をする場合は、リースを受けている補助対象設備使用者と共同申請する必要があります。リース事業者が主となり補助対象設備使用者と共に共同申請してください。
- 変更承認の結果については、リース事業者に通知します。

様

横浜市長

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認通知書

年 月 日に受け付けました、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請書を審査した結果、次のとおり承認しましたので、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

1	交付決定番号				
2	変更後の計画	対象システムの種類			
		補助金交付予定額		円	
		申請者	住所	横浜市	
			氏名		

(連絡先)
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
TEL 045(671)4225

（あて先） 横浜市長



作成日	年	月	日
-----	---	---	---

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金実績報告書

※市役所記入欄	郵便番号	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>												
	現住所 <small>（法人等の場合は所在地）</small>	横浜市												
	フリガナ													
	申請者名 <small>（法人等の場合は名称及び代表者の役職及び氏名）</small>	印												
		※印鑑は、補助金交付申請書と同じ印鑑を押印してください												
	電話番号													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">補助金交付決定年月日</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">交付決定番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </table>			補助金交付決定年月日			年	月	日	交付決定番号					
補助金交付決定年月日														
年	月	日												
交付決定番号														

上記交付決定番号により横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

1	システムを設置する場所	<input type="checkbox"/> 報告書現住所と同じ 横浜市 <input type="checkbox"/> 報告書現住所以外 → <small>※該当する方に☑マークを記入し、「報告書現住所以外」選択時は、住所を記入してください。</small>
---	-------------	--

2	補助対象設備の使用者氏名	<small>※申請者と異なる場合に記入してください。</small>
---	--------------	-------------------------------------

3	対象システムの種類	<input type="checkbox"/> 住宅用燃料電池システム（停電対応型） <input type="checkbox"/> 住宅用燃料電池システム（マンション向け） <input type="checkbox"/> 業務用燃料電池システム <small>※設置する設備を選択して、☑マークを記入してください。</small>
---	-----------	--

4	補助金交付予定額	_____ , 000円
---	----------	--------------

※金額の訂正はできません。

5	対象システムの使用開始日等	設置代金支払日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 システム設置の場合 工事着手日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 （ システム設置住宅 購入の場合 住宅引渡日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ） 使用開始日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
---	---------------	--



6	補助金振込先	金融機関	(金融機関名)	(店舗名)									
		預貯金口座	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> <small>(右詰めで記入してください)</small>								
口座名義人	(申請者本人の口座) (カタカナで記入してください)												

※振込先等の訂正はできません。

7	対象システムの情報	①住宅用燃料電池システム（上限3万円）			
		製造事業者名			
		型式	燃料電池ユニット		
			貯湯ユニット		
			※オプション併設の場合		
			停電時発電機能 オプション		
		機器費用（税抜）	円	補助金額	円
※領収書で機器費用(税抜)を確認できない場合は、領収金額内訳書を添付					
		②業務用燃料電池システム			
		製造事業者名			
		型式	タイプ	モノジェネ/コジェネ	
		形式	※SOFC等燃料電池の形式		
		定格出力	(kW)	10万円× 定格出力	円(a)
		機器費用（税抜）	円	機器費用 ×1/4	円(b)
		補助金額 (a)、(b)、上限予算額のいずれか低い額)			円
※領収書で機器費用(税抜)を確認できない場合は、領収金額内訳書を添付					

【報告書記入上の注意点】

- ・報告書は、黒色又は青色のボールペン等の、消しゴムで消すことのできない筆記具を用いてはしっかりと記入してください。（「消せるボールペン」は使わないでください。）
- ・報告書の提出部数は1部です。（日本工業規格A4版）
- ・報告書に押印する印鑑は、補助金交付申請書に押印したものと同一印鑑を押印してください。また、スタンプ印は使わないでください。必ず朱肉を使用する印鑑で押印してください。
- ・報告内容に虚偽があった場合、補助金の交付を受けられない、又は交付した補助金を返還しなければならないので御注意ください。

環創工ネ第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日に受け付けました、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金実績報告書を審査した結果、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱に適合していることを認め、次のとおり補助金交付額が確定しましたので、同要綱第11条の規定に基づき通知し、補助金を交付します。

1	交付決定番号	
2	対象システムの種類	
3	システムを設置する場所	横浜市
4	補助金交付額	円

(連絡先)
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
TEL 045(671)4225

（あて先） 横浜市長

委 任 状

受任者	住所・所在地		
	氏名・法人名		印
	代表者役職 及び氏名		
	担当者名		印
	連絡先電話番号		（担当者を復代理人とする場合は押印してください）

私は、上記の者に、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金に係る下記の事務手続一切の権限を委任します。

1	設置する場所	横浜市
---	--------	-----

2	委任事項	<input type="checkbox"/> 交付申請書の提出及び訂正 <input type="checkbox"/> 取下げ申請書の提出及び訂正 <input type="checkbox"/> 計画変更承認申請書の提出及び訂正 <input type="checkbox"/> 実績報告書の提出及び訂正
---	------	---

※委任する手続全てに☑マークを記入してください。

年 月 日

委任者（申請者）

住所	横浜市
氏名(自署)	印

様

横浜市長

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定取消し通知書

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、補助金交付決定を取り消しましたので、同要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1	交付決定年月日	年 月 日
2	交付決定番号	
3	取消しの理由	
4	交付取消額	円
5	返還すべき補助金	円

(連絡先)
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
TEL 045(671)4225

様

横浜市長

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認通知書

年 月 日に受け付けました、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認申請書について、次のとおり承認しましたので、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱第条15第2項の規定に基づき通知します。

1	交付決定年月日	年 月 日
2	交付決定番号	
3	処分する財産の種類	
4	処分予定日	年 月 日
5	財産を使用した期間	
6	返還すべき補助金	円

(連絡先)
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
TEL 045(671)4225